

南九監第 890 号  
令和元年 10 月 28 日

南九州市長 塗木 弘幸 殿  
南九州市議会議長 伊瀬知 正人 殿  
南九州市選挙管理委員会委員長 門園 博徳 殿  
南九州市教育委員会教育長 有馬 勉 殿

南九州市監査委員 福 吉 良 夫  
南九州市監査委員 今 吉 賢 二

令和元年度定期監査の結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第 12 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

## 1 監査の対象

予算執行状況調書作成日現在の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

## 2 監査実施日及び対象部署

令和元年 10 月 8 日	監査委員事務局，議会事務局，会計課， 選挙管理委員会事務局，商工観光課，学校給食センター
令和元年 10 月 10 日	財政課，知覧特攻平和会館，世界の記憶推進室， 都市計画課，防災安全課
令和元年 10 月 16 日	企画課，ふるさと振興室，総務課，文化財課
令和元年 10 月 17 日	水道課，建築住宅課，建設課，茶業課
令和元年 10 月 21 日	備品実査

## 3 監査内容及び方法

監査にあたっては、あらかじめ監査対象の部署から事前に資料の提出を求め、これらを基に関係書類及び帳票等を試査により書類審査を実施した。審査の進行に伴い、財務に関する事務の執行等について所管課長等から説明を受けるとともに、必要に応じて関係職員への質問を行い、地方自治法第 2 条第 14 項（事務処理の能率性）及び同条第 15 項（組織及び運営の合理化）で規定される趣旨に従ってなされているかに主眼を置き監査した。

備品については、平成 30 年 4 月 1 日から予算執行状況調書作成日までに各部署が取得した物品について、備品台帳により取得、保有及び保管状況等の説明を受け、知覧庁舎等の定期監査対象の課、知覧特攻平和会館、世界の記憶推進室、文化財課、学校給食センター及び茶業課については実査により監査した。

また、備品の実査と合わせて、外郭団体等の会計事務を所管する部署については、当該の通帳、通帳印の保有管理状況について確認を行った。

#### 4 監査の結果及び意見

事務事業の執行状況，管理運営に係る事業及び収入支出事務並びに備品は，概ね適正に処理されているものと認められた。

なお，下記の事項については，内容を十分把握して，それぞれ必要な改善措置を講ずるよう要望する。

#### 記

##### (1) 全般的事項

- ① 補助金については，補助金交付先の運営状況を充分把握し，補助対象経費，補助金の算出方法・算出基礎が適切であるかを再度確認し，必要な見直しを行っていただきたい。
- ② 備品については，事業廃止で不用となった備品の他事業での利用など有効活用に努めるとともに，備品に該当するものの登録，使用状況や設置場所に即した所管換え及び項目修正などの備品台帳事務を適時適切に実施していただきたい。  
またデジタルカメラなど物品の形状により備品ラベルを貼れない場合は，容器への貼付及び備品本体への備品番号の書込みをされたい。

##### (2) 個別的事項

###### 【商工観光課】

- ① 団体旅行誘致支援事業補助金については，年度当初から活用できるよう予算編成時に補助金要綱等も整備すべきである。今後は事業の周知に努め予算の執行に努めていただきたい。

###### 【防災安全課】

- ① 水防費の災害修復にかかる委託料については，補正予算ではなく当初予算に計上して執行に努めていただきたい。
- ② 川辺仏壇協同組合に委託して作成設置した「まとい展示用ウィンドケース」は，その性質上備品と判断されることから備品登録をしていただきたい。